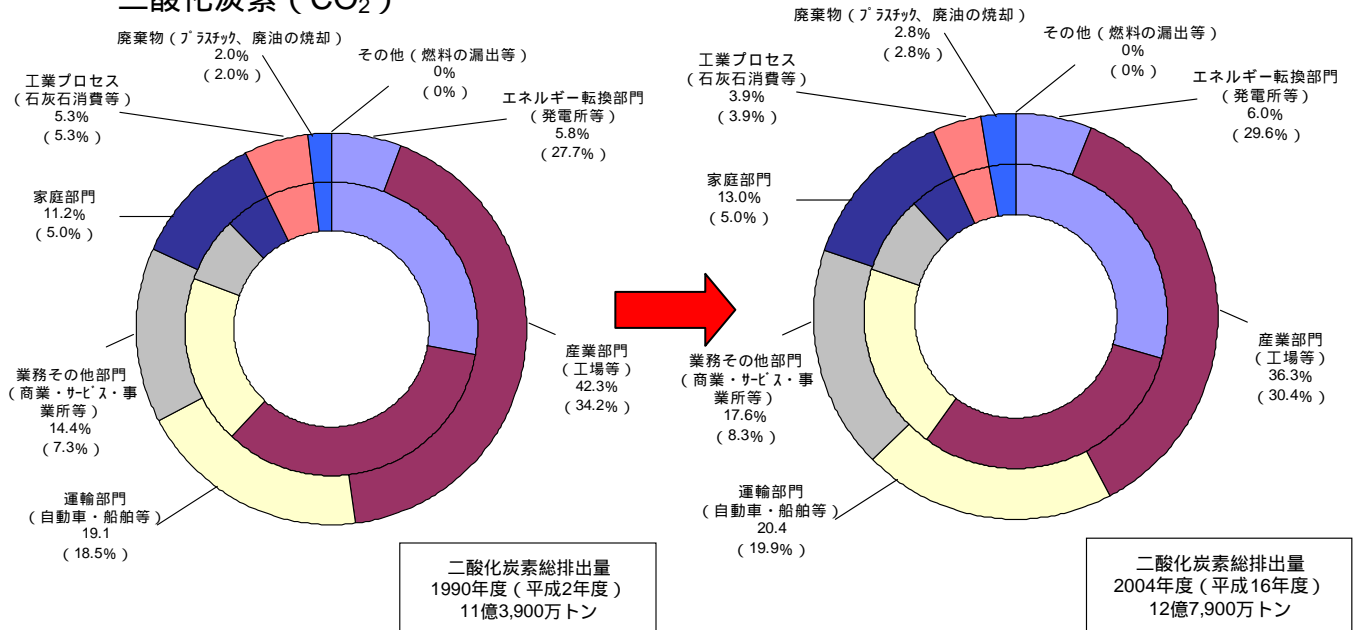


2004年度の各温室効果ガス排出量の部門別内訳

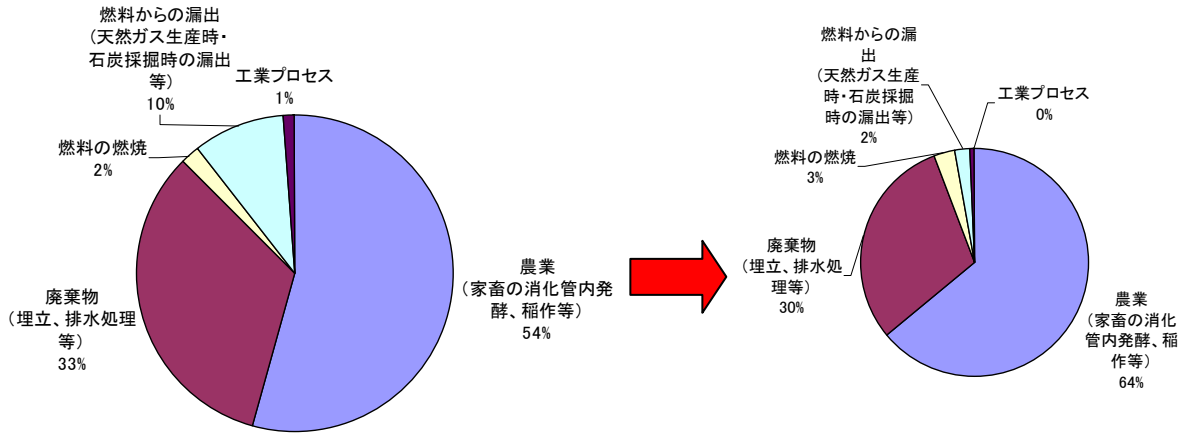
二酸化炭素 (CO₂)



(注1) 内側の円は各部門の直接の排出量の割合 (下段カッコ内の数字) を、また、外側の円は、電気事業者の発電に伴う排出量及び熱供給事業者の熱発生に伴う排出量を、使用電力量及び熱消費量に応じて最終需要部門に配分した後の割合 (上段の数字) を、それぞれ示している。

(注2) 統計誤差、四捨五入等のため、排出量割合の合計は必ずしも 100%にならないことがある。

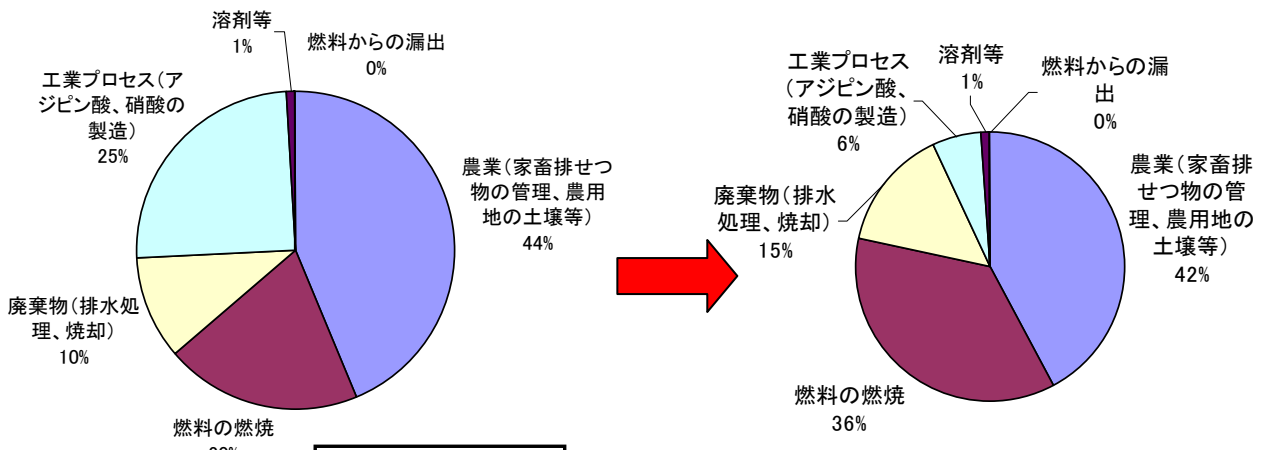
メタン (CH₄)



メタン総排出量
1990年度 (平成2年度)
3,320万トン (CO₂換算)

メタン総排出量
2004年度 (平成16年度)
2,440万トン (CO₂換算)

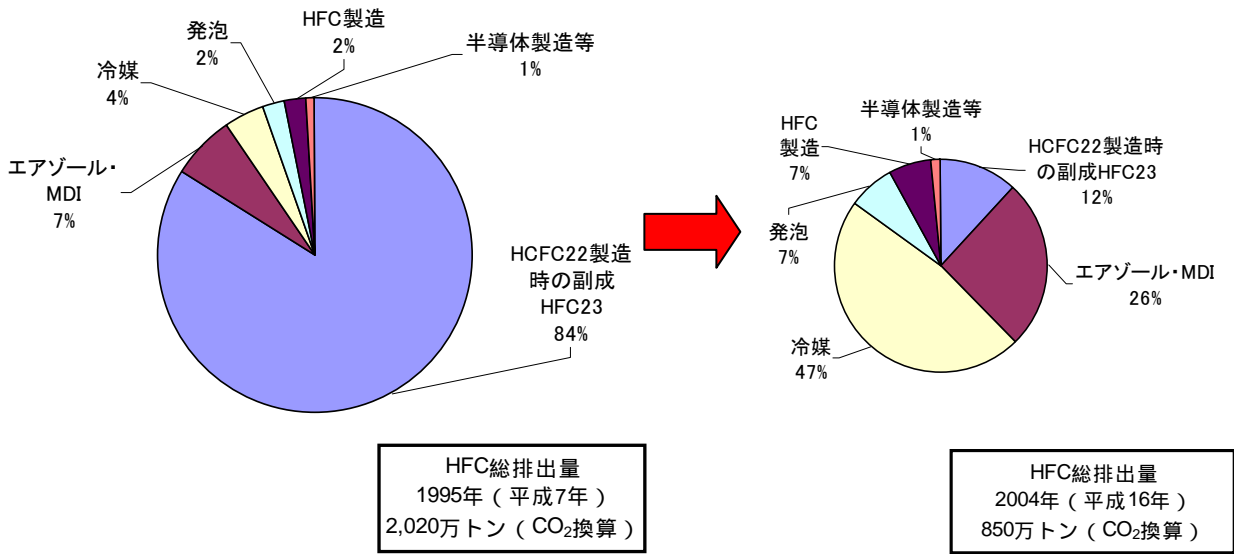
一酸化二窒素 (N₂O)



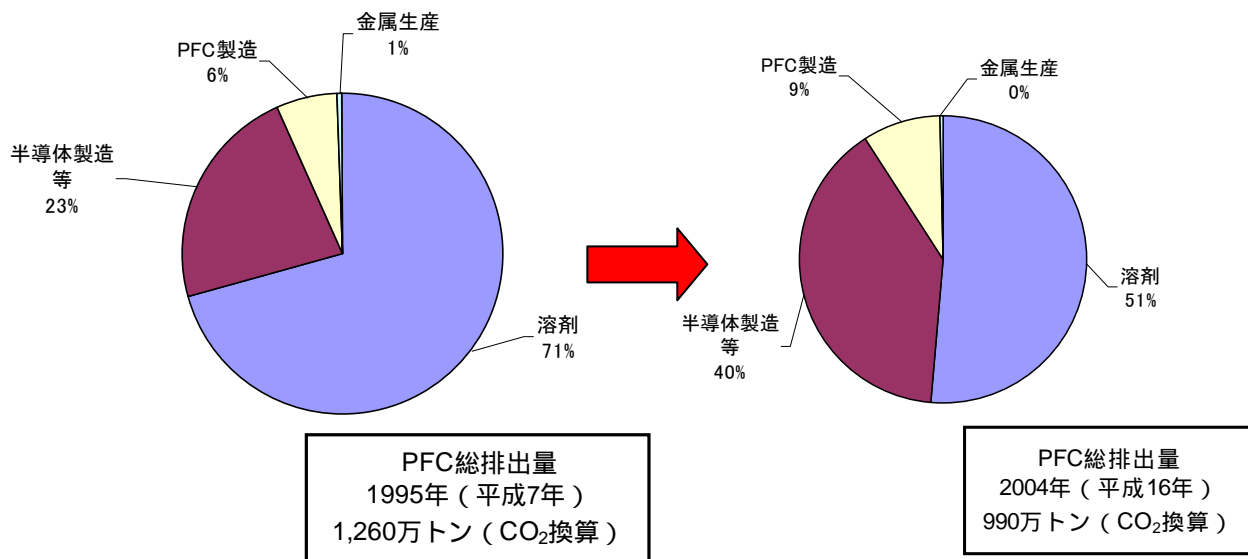
N₂O総排出量
1990年度 (平成2年度)
3,320万トン (CO₂換算)

N₂O総排出量
2004年度 (平成16年度)
2,840万トン (CO₂換算)

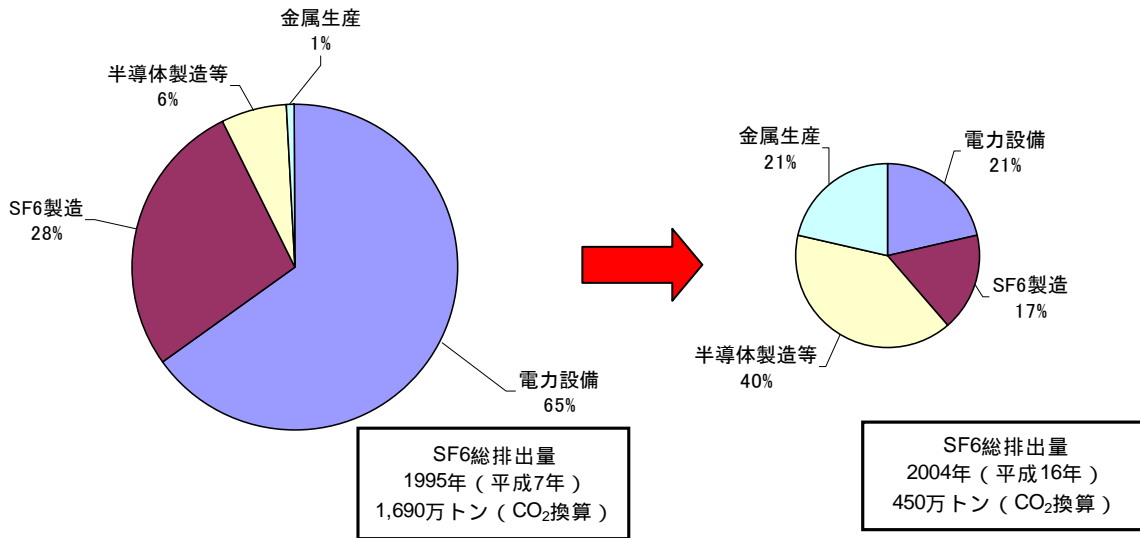
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)



パーフルオロカーボン類 (PFCs)



六ふつ化硫黄 (SF₆)



地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律について

(平成 18 年 2 月 10 日法案国会提出、同年 6 月 7 日改正法公布)

環 境 省

1. 法律改正の必要性

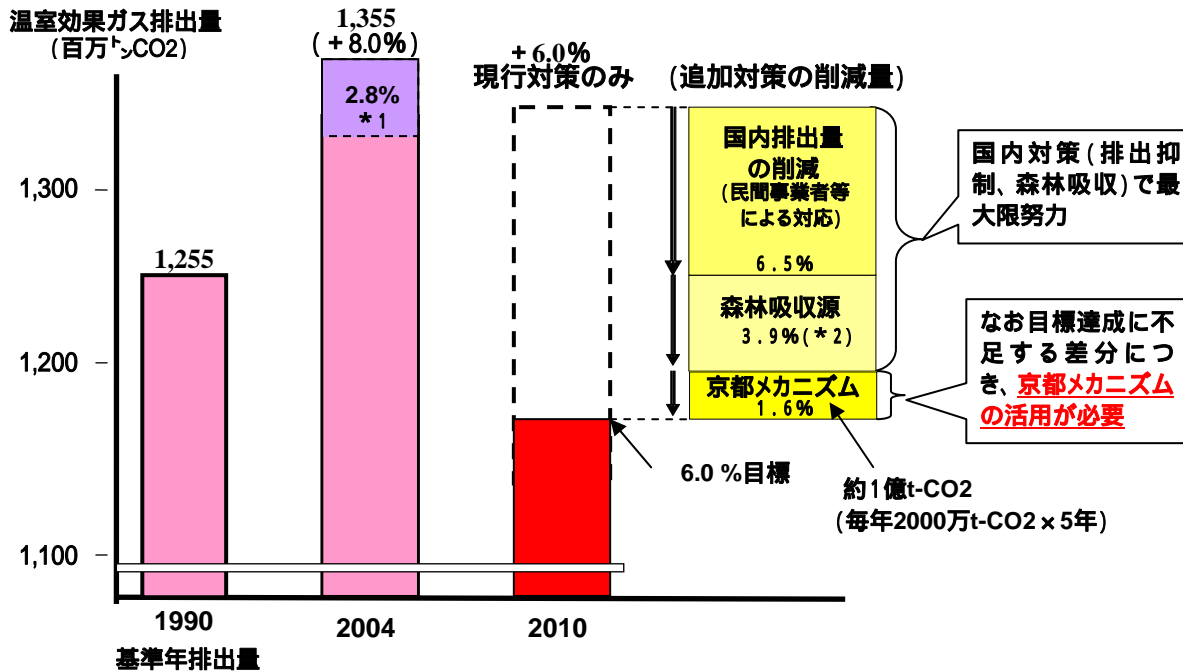
京都メカニズムとは、

- ・ 京都議定書で新たに導入された国際的な仕組み
限られた資金でより大きな排出削減が可能
- ・ 海外の削減量を我が国の削減目標達成に算入可能
- ・ クリーン開発メカニズム (CDM) の場合、途上国の持続可能な開発に貢献

「京都議定書目標達成計画」(昨年 4 月閣議決定)の中で、京都メカニズムの本格活用のための具体的な仕組みについて、平成 18 年度からの実施を目指して必要な措置を速やかに講ずるものとされた。

EU 各国、ニュージーランドでも同様の制度が導入されている。

温室効果ガス排出量の現状と追加対策について



*1 原発の長期停止の影響分

*2 我が国が算入することが認められる森林吸収量は、90年排出量に対する割合でなく、年間の量(1300万t-CO2)として認められている

京都メカニズムの種類（* 1 参照）

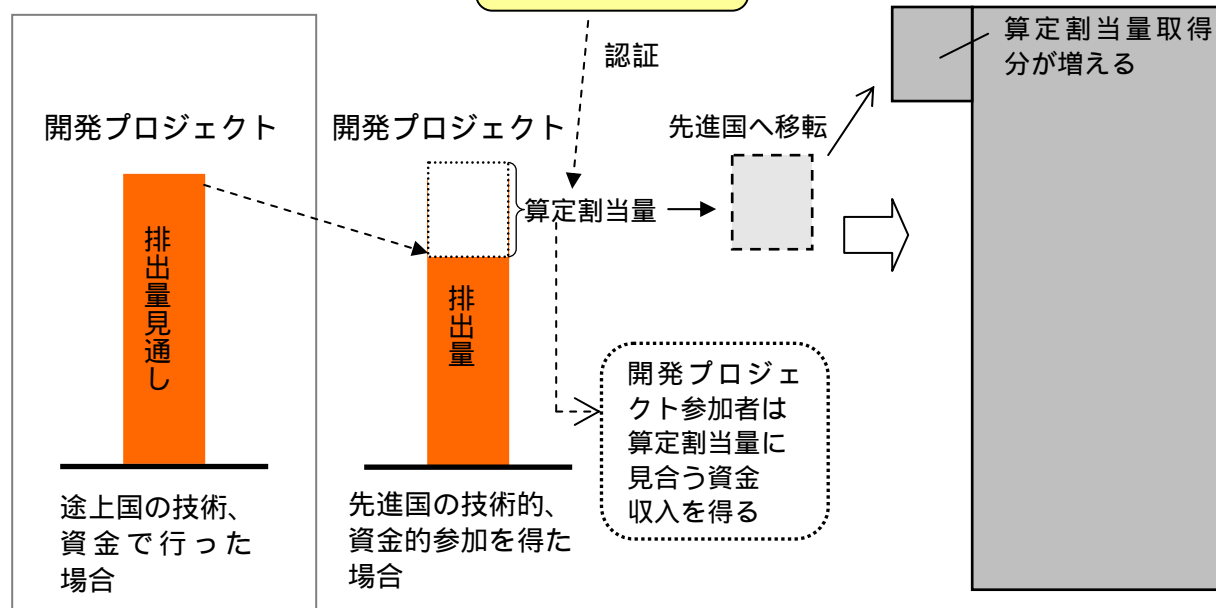
共同実施（JI）：先進国どうしが共同で事業を実施し、その削減分を投資国が自国の目標達成に利用できる制度

クリーン開発メカニズム（CDM）：先進国と途上国が共同で事業を実施し、その削減分を投資国（先進国）が自国の目標達成に利用できる制度

国際排出量取引：各国の削減目標達成のため、先進国どうしが排出枠を売買する制度

クリーン開発メカニズム（CDM）の例

ホスト国（事業が実施される途上国）
には総排出枠がない



2. 法律の概要

1. 定義の追加（第2条第6項）

「算定割当量」とは、次の数量（二酸化炭素1トン単位で表記）をいう。

京都議定書の目標に基づき先進国に割り当てられた割当量、

先進国における森林面積の増加による吸収量、

共同実施（JI）事業による削減量としてホスト国（事業が実施される国）から発行された排出削減単位、

クリーン開発メカニズム（CDM）事業による削減量として国際的に認証された排出削減量

先進国における森林経営等の人為的活動による吸収量 等

2. 国の責務の追加（第3条第4項）

国が、京都メカニズムの活用等の京都議定書の約束履行のために必要な措置を講ずる。

3. 京都議定書目標達成計画の計画事項の追加（第8条第2項）

京都メカニズムの活用等に関する基本的な事項を京都議定書目標達成計画において定める。

4. 割当量口座簿等（第29条～第41条及び第44条）

環境大臣及び経済産業大臣は、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転（以下「算定割当量の管理」）を行うための口座を開設する。算定割当量の帰属は、割当量口座簿の記録により定まるものとする。

割当量口座簿は、国の口座と、名義人ごとに区分される法人の口座に区分する。

算定割当量の管理を行おうとする法人は、口座の開設を受けなければならない。

口座の開設を受けようとする法人は、必要事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

算定割当量の取得及び移転（以下「振替」）は、算定割当量を譲り渡す口座名義人の申請に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が、譲渡、譲受けに係る口座に当該算定割当量についての増減の記録をすることにより行う。

算定割当量の譲渡は、譲受人がその口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

国又は口座名義人は、その口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

振替によりその口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときを除き、当該算定割当量を取得する。

口座の開設の申請等に係る手数料に関する規定を設ける。

5. 罰則（第48条及び第50条）

口座の開設の虚偽の申請等に係る罰則に関する規定を設ける。

6. 施行期日（附則）

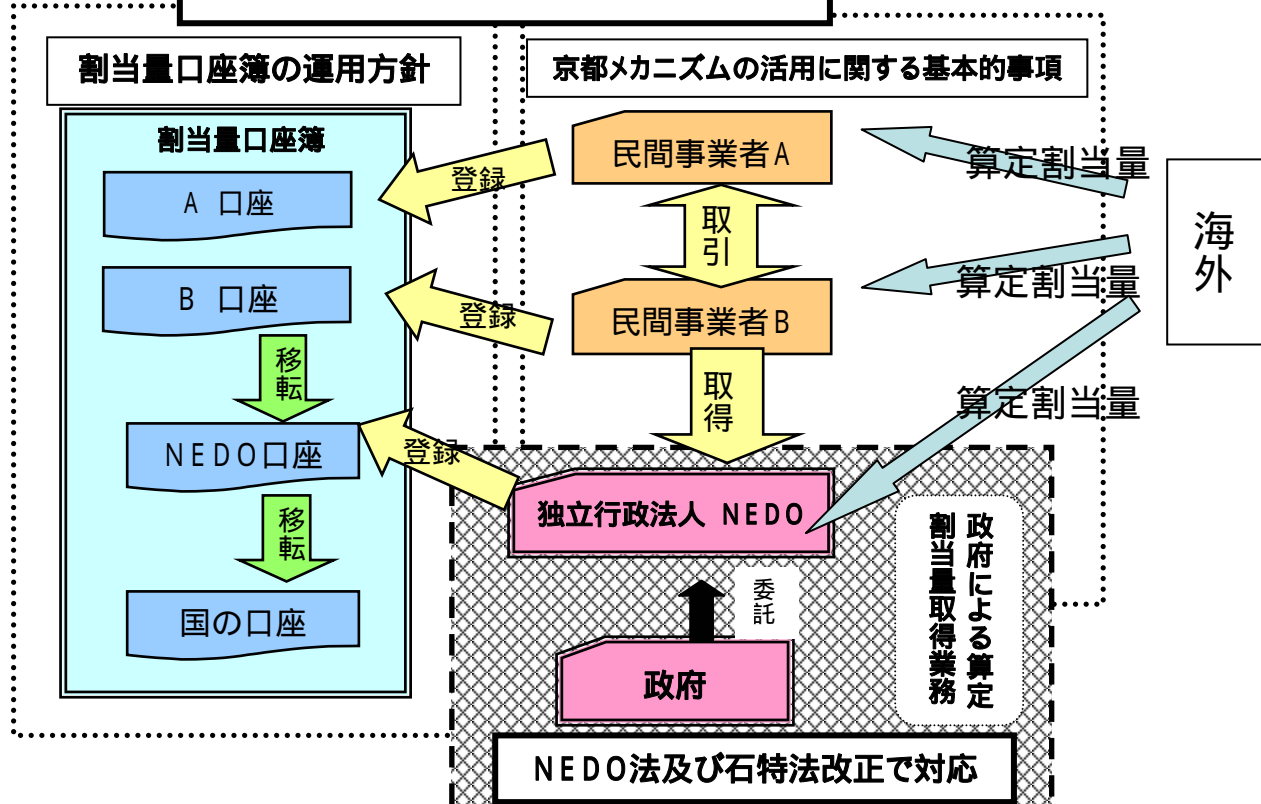
公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、1.～3.の改正規定は、公布の日から施行する。

国による算定割当量の取得については、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)を実施機関とするとともに、必要な費用の一部を石油及

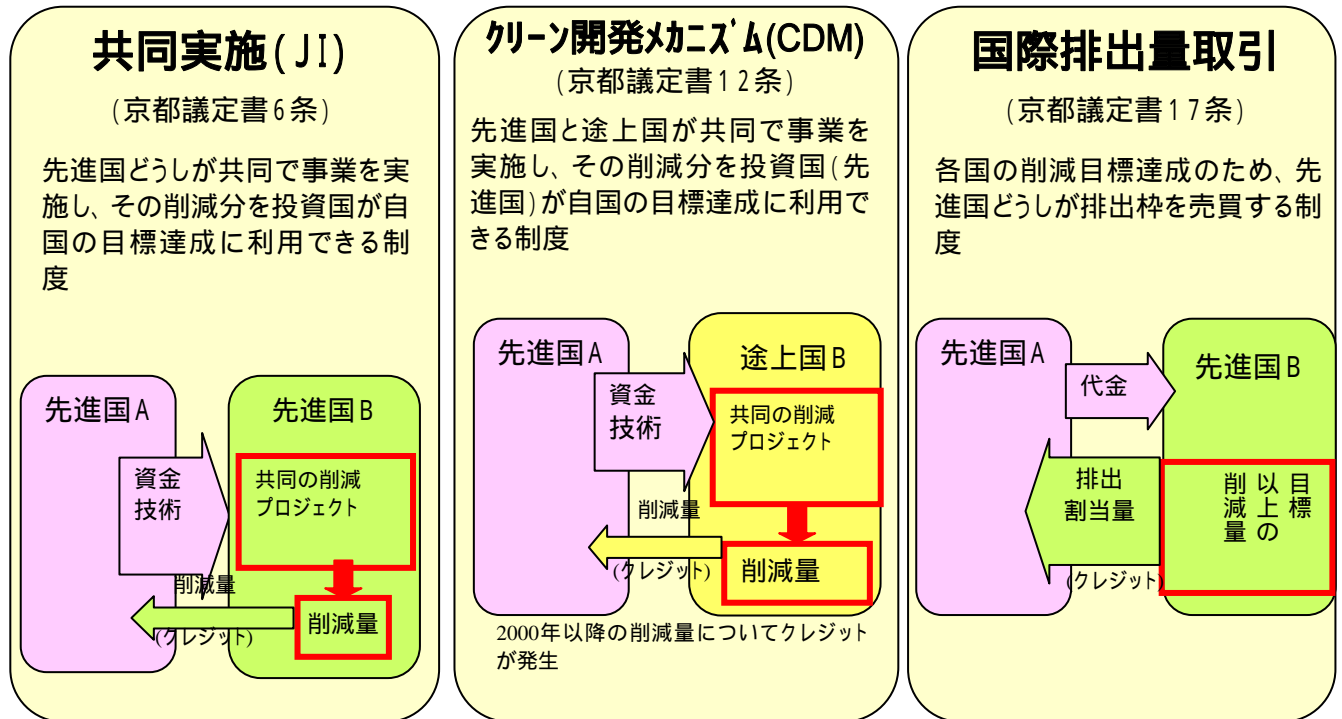
びエネルギー需給構造高度化対策特別会計から歳出できるようにするため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（NEDO法）及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（石特法）を改正。

京都メカニズムの活用の推進に関する法律の仕組み

地球温暖化対策推進法改正で対応



- * 1 京都メカニズムとは、京都議定書において、国際的に協調して数値目標を達成するための制度として導入された仕組みであり、共同実施(JI: Joint Implementation)、クリーン開発メカニズム(CDM: Clean Development Mechanism)、国際排出量取引(Emissions Trading)をいう。それぞれについては、下図を参照。

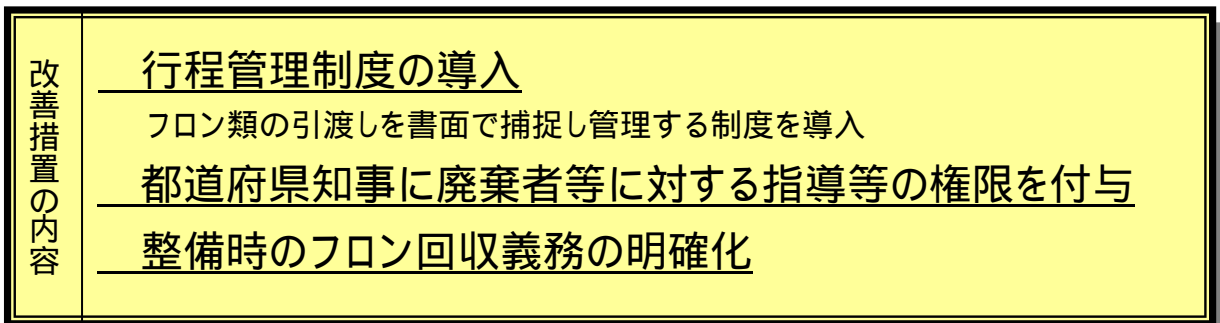
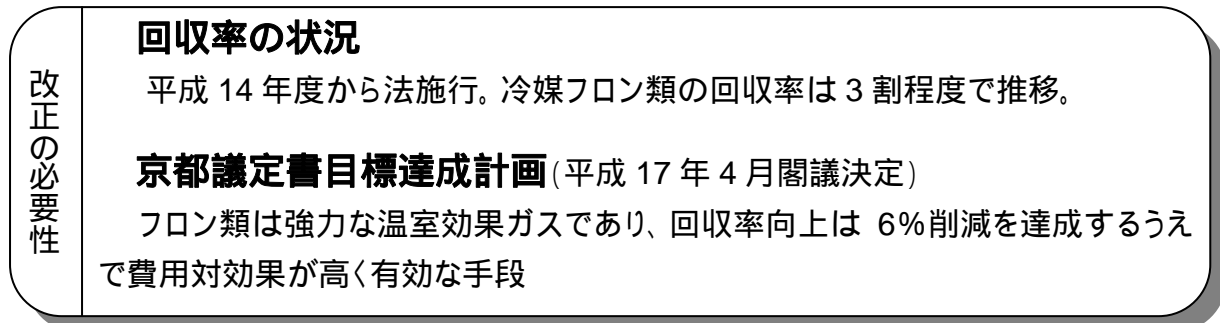
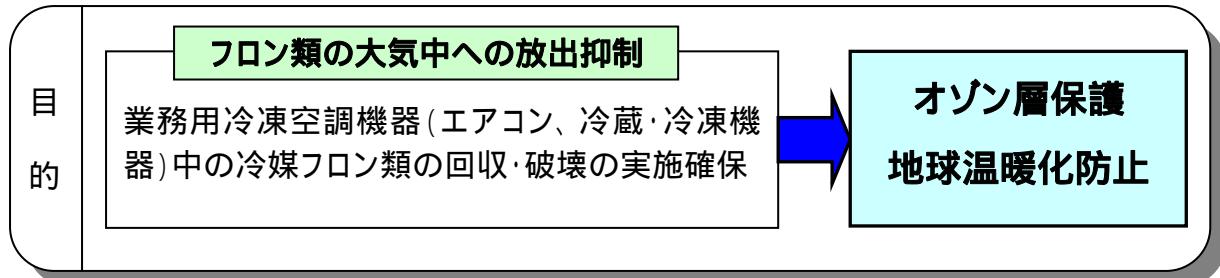


- * 2 本法律中「算定割当量」という用語は、いわゆるクレジットをいう。

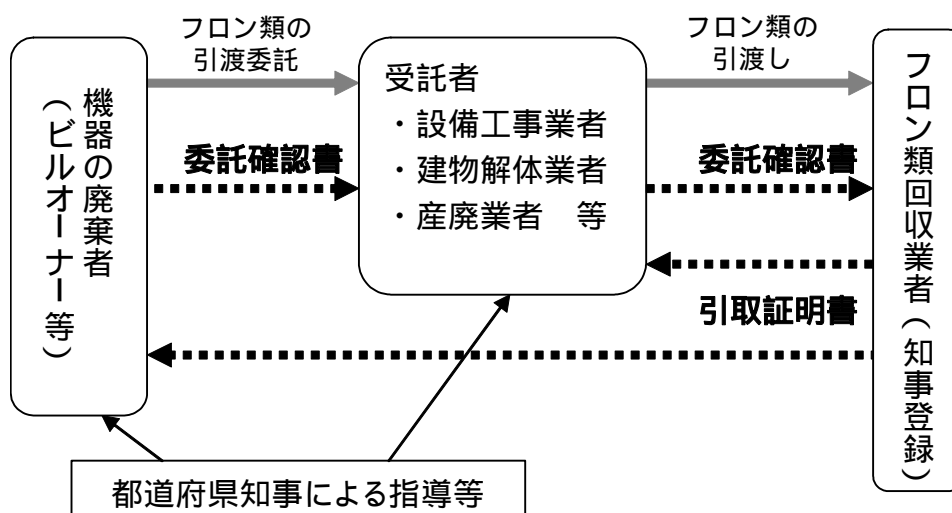
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成 18 年 3 月 7 日法案国会提出、同年 6 月 9 日改正法公布)

環 境 省



書面の受渡し……→

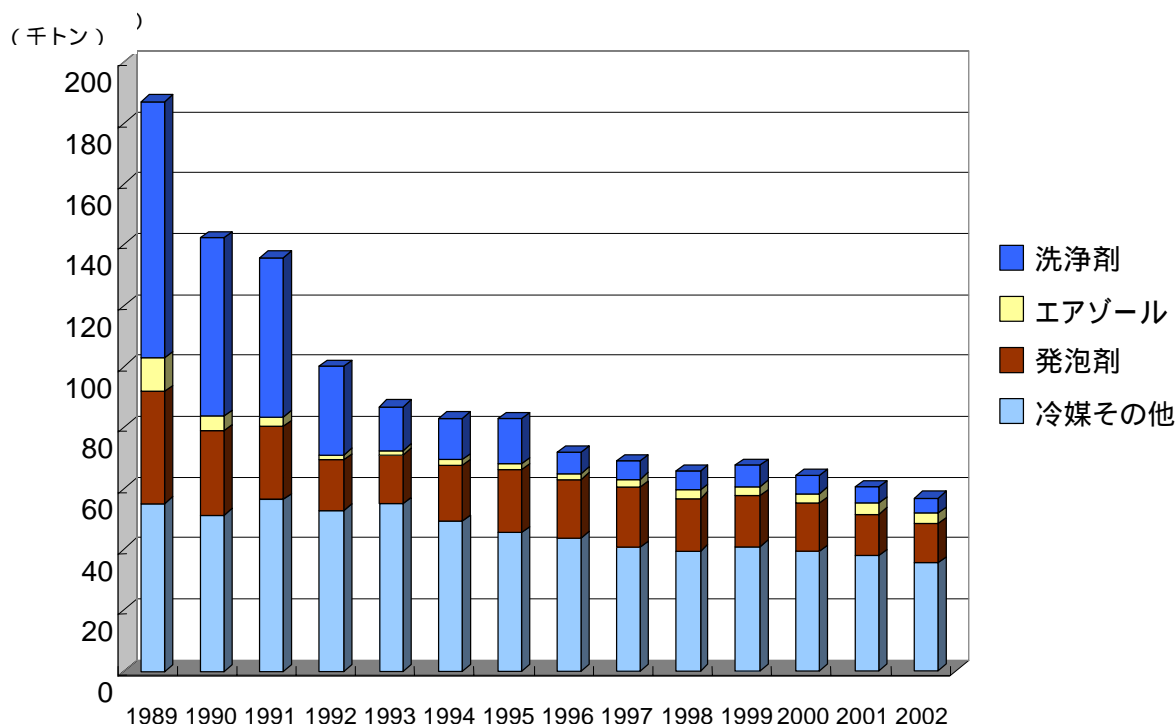


行程管理制度の概要

本法律は環境省と経済産業省の共管法である。

フロン類の用途別出荷量の推移 (1989年～2002年)

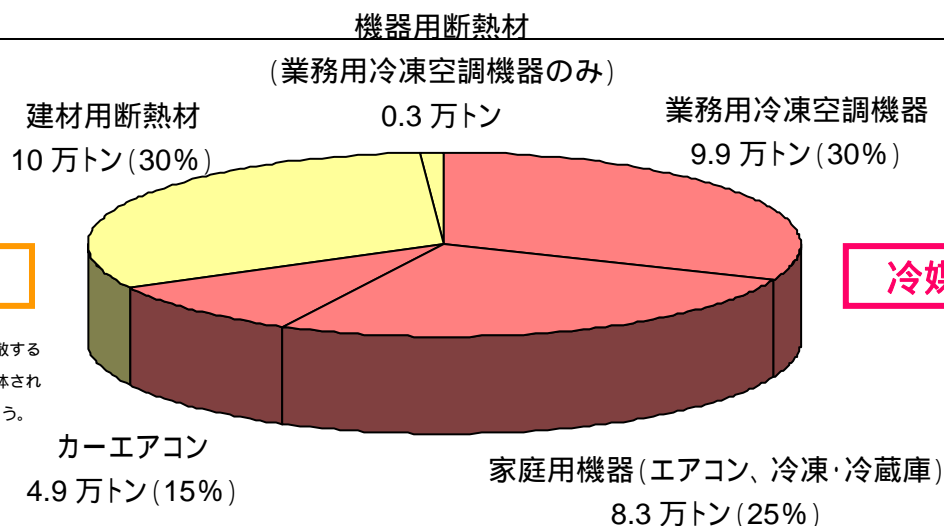
18万トン以上あったフロン類の出荷量は着実に減少している。
用途別に見ると、洗浄剤用途は大幅に削減されたのに比べ、冷媒用途、発泡剤用途が大きな割合を占めている。



(出典) 産業構造審議会化学・バイオ部会第10回地球温暖化防止対策小委員会資料

フロン類の市中ストック量

フロン類の市中ストック量は平成15年度時点で約33万トン以上と推計。うち約7割が冷媒用途。



(注) 断熱材中のフロン類は時間とともに放散するため、通常の建物寿命を経過して建物が解体されるまでに、相当量のフロン類が抜けてしまう。

発泡用途

冷媒用途

フロン類の市中ストック量が多い用途を中心に掲載。フロン類の市中ストックとしては、図に掲載したもののほか、業務用冷凍空調機器以外の機器用断熱材や工業資材に用いられる発泡剤や洗浄用途、エアゾール等がある。なお、カーエアコンに使用されているフロン類の市中ストック量については、HFC冷媒使用自動車のための推計値である。

(出典) 産業構造審議会化学・バイオ部会第12回地球温暖化防止対策小委員会資料、平成16年度業務用冷凍空調機器からのフロン排出抑制方策検討調査報告書(環境省請負業務報告書)、平成15年度建材用断熱材フロン対策検討調査報告書(環境省請負業務報告書)、平成16年度オゾン層破壊物質の排出量推計手法に関する調査報告書(野村総合研究所)を基に環境省作成

フロン類を使用する主な冷凍空調機器

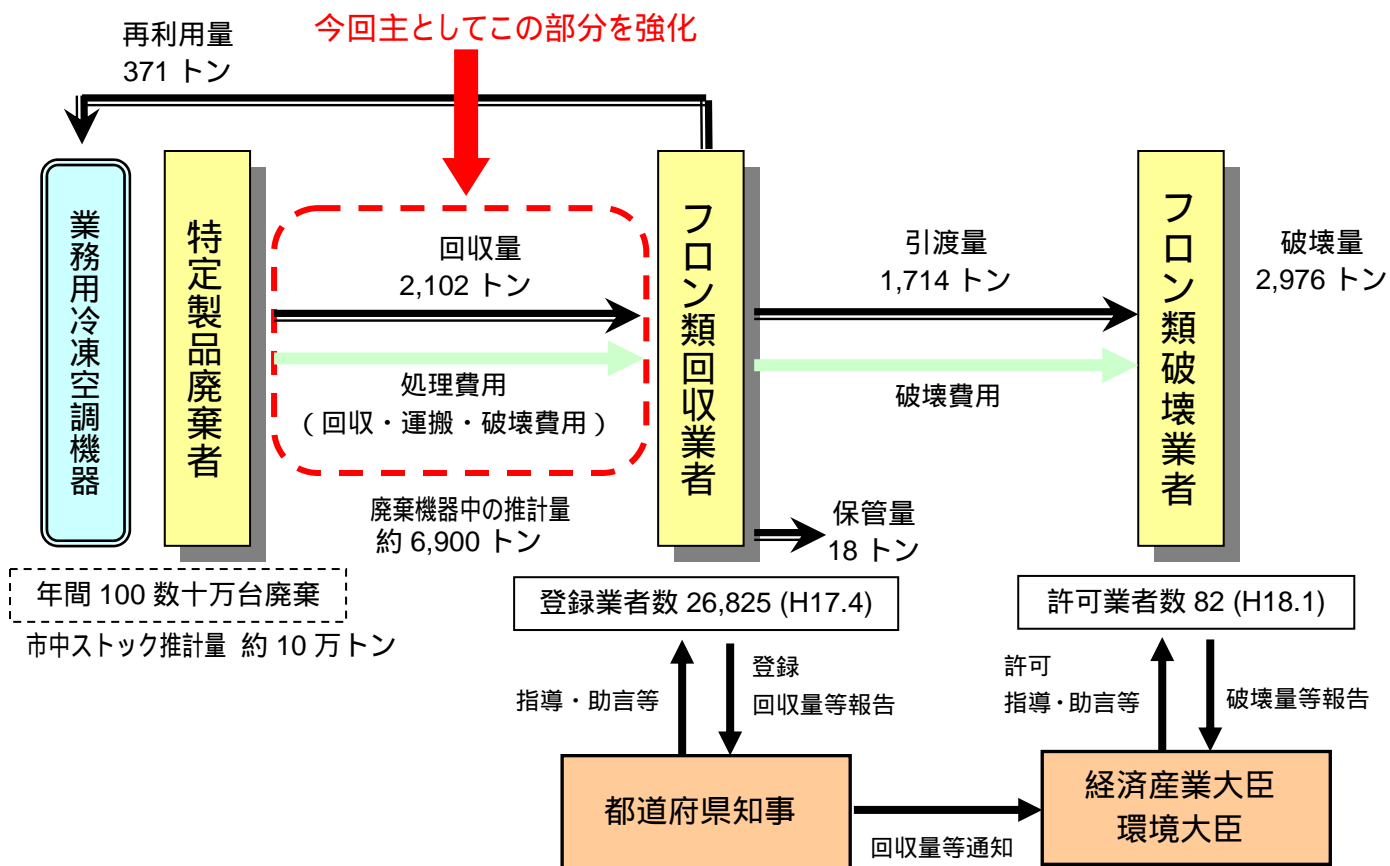
今回の対象



他の法律で措置



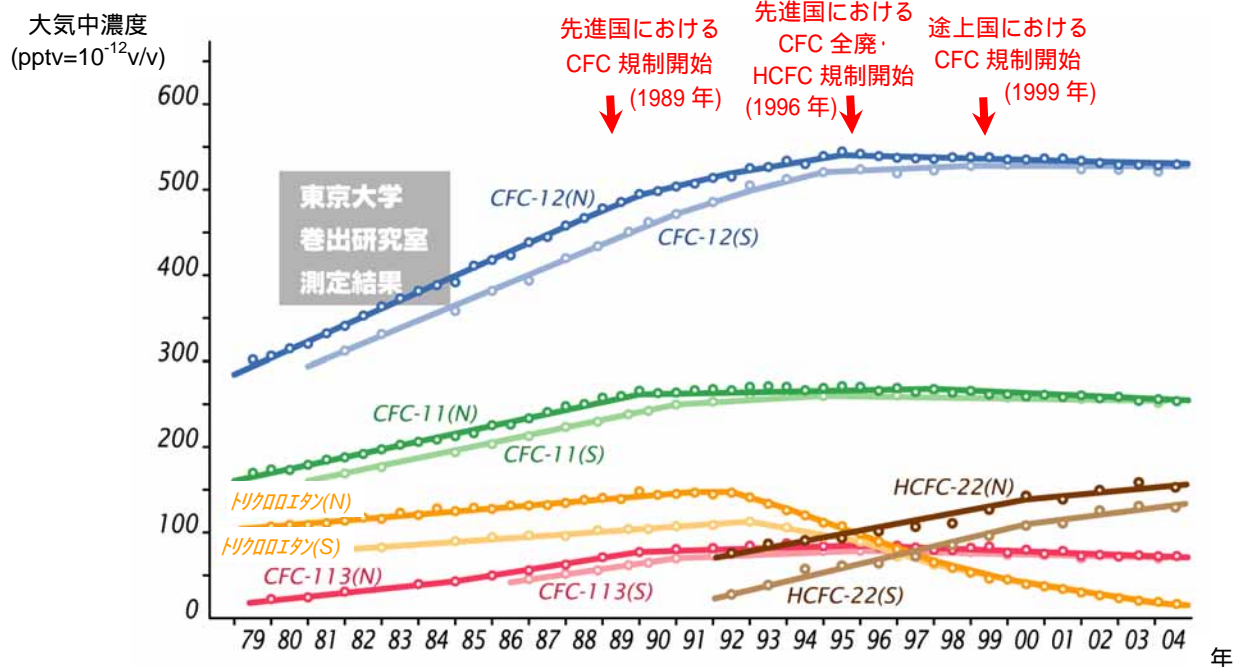
フロン回収破壊法の施行状況



回収量等の数値は平成 16 年度の値、ただし、市中ストック量は平成 15 年度の値

フロン類の大気中濃度

CFC（クロロフルオロカーボン）の大気中濃度は1990年代以降ほぼ横ばい又は減少している。一方、CFCからの代替が進むHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）やHFC（ハイドロフルオロカーボン）の大気中濃度は増加している。



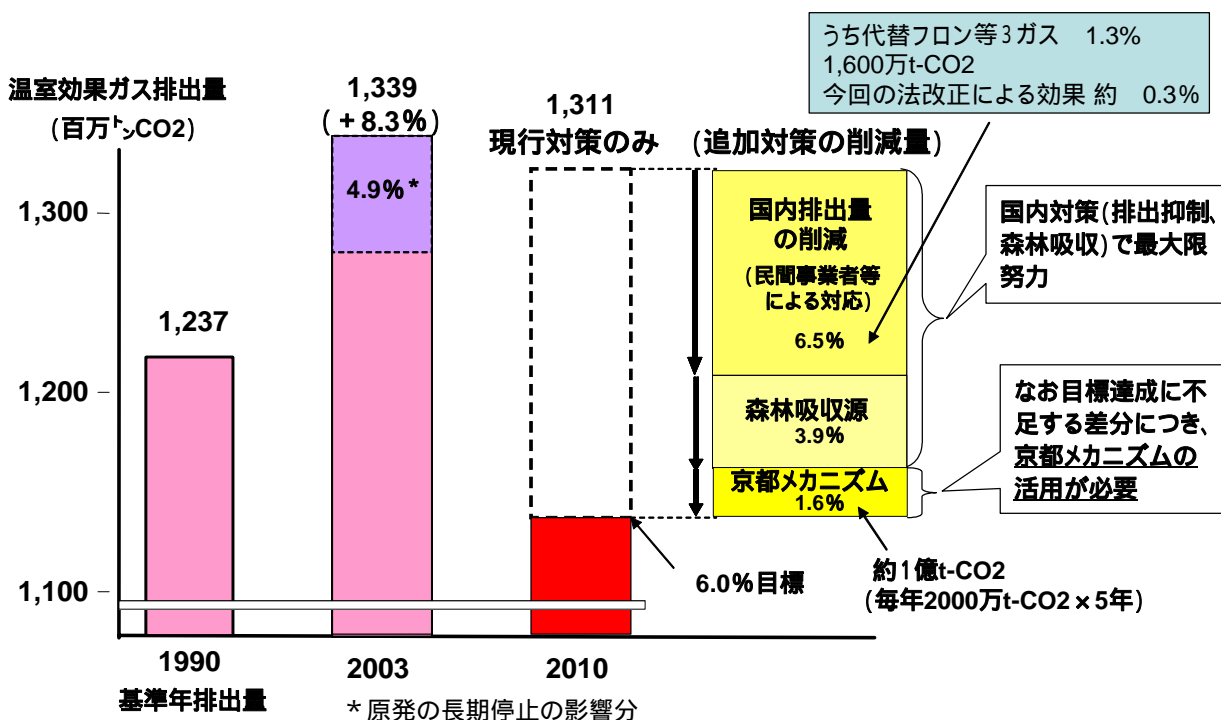
北海道及び南極昭和基地におけるフロン類の大気中平均濃度の経年変化（1979～2004年）

N: 北海道、S: 南極昭和基地

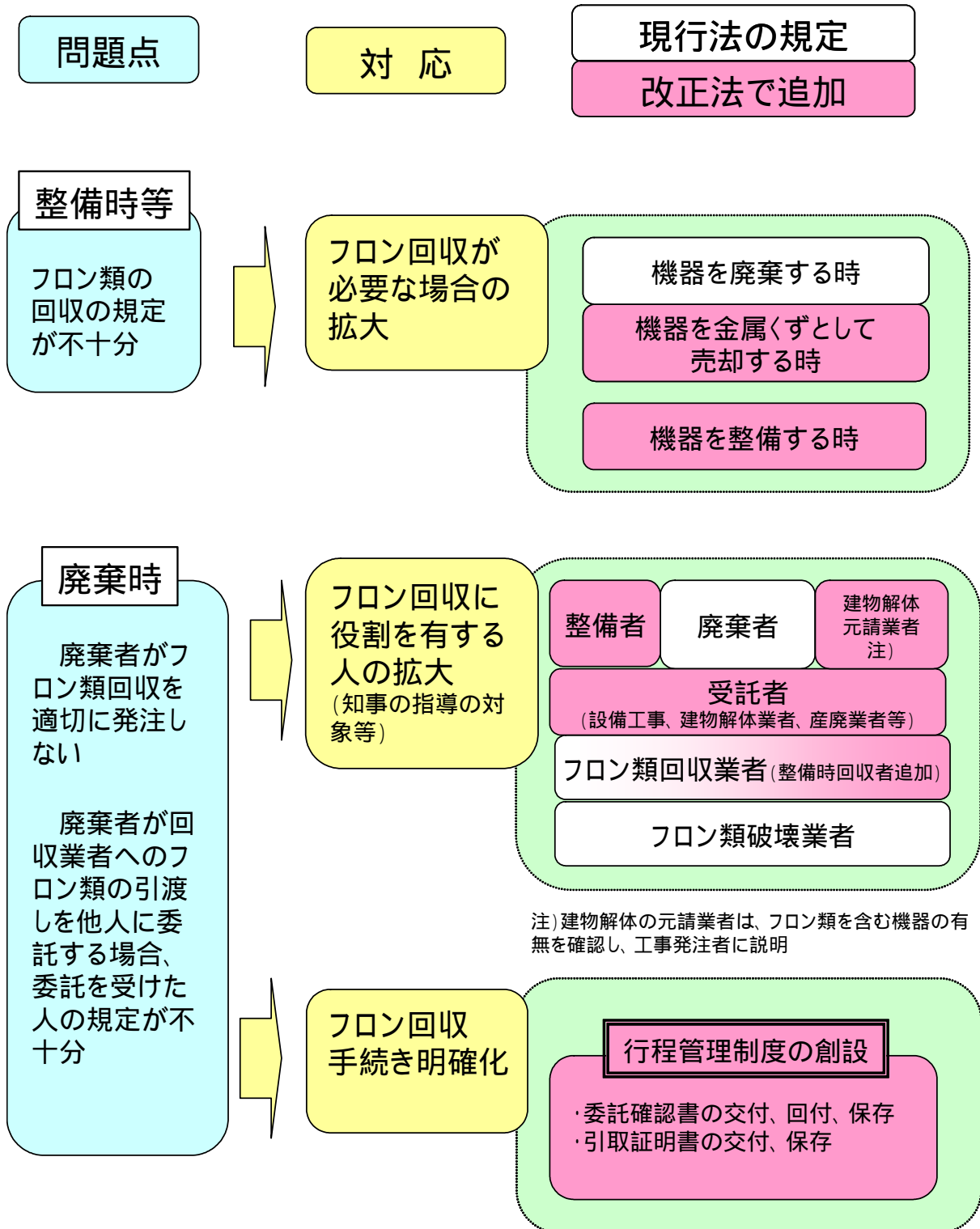
（出典）東京大学巻出研究室測定結果【Makide, et al. (1987)よりデータ更新】

京都議定書目標達成計画

国内排出量の削減 6.5%のうち 1.3%を代替フロン等3ガス対策で削減。



改正フロン回収破壊法の主な変更点



注) 建物解体の元請業者は、フロン類を含む機器の有無を確認し、工事発注者に説明

網掛け部分が今回の改正法関連部分

改正条項の概要

1．フロン類の回収が必要な場合の拡大

- 業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、機器中の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合についても、フロン類回収業者へフロン類の引渡しを義務化する。（第2条第5項、第19条）

2．業務用冷凍空調機器を整備する際の対策の強化

- 業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、整備する場合についても、フロン類の排出抑制のための必要な措置を講ずることを、事業者及び国民の責務とする。（第4条、第6条）
- 業務用冷凍空調機器の整備を行う者は、フロン類の回収作業を都道府県知事に登録されたフロン類回収業者に委託しなければならないこととし、フロン類回収業者は、回収基準に従ってフロン類を回収しなければならないこととする。（第18条の2）

3．解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明

- 建物解体工事の元請業者は、その建物に、フロン類を含む業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果を工事発注者に説明しなければならないものとし、工事発注者はその確認作業に協力しなければならないものとする。（第19条の2）

4．フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度（フロン類引渡行程管理制度）の創設

- 業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者は、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者に、委託確認書を交付しなければならないが、その受託者は、委託確認書をフロン類回収業者に渡さなければならないこととする。（第19条の3）
- フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者及びフロン類引渡業務を受託した者に対し、引取証明書を交付することとする。（第20条の2）

5．担保措置の強化等

- 都道府県知事は、フロン類の回収業者に加えて、業務用冷凍空調機器の廃棄等を行おうとする者など他の義務対象者に対しても、その義務の履行を担保するため、新たに、指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることができることとする。（第23条、第24条、第43条、第44条及び第45条）

6．施行期日等

- 施行期日は、平成19年10月1日とする。（附則第1条）